

(様式第4号)

介護保険運営協議会 会議概要

- 1 審議会名 上田市介護保険運営協議会
- 2 日時 平成24年7月19日 午後1時30分から午後2時45分まで
- 3 会場 中央公民館2階第2,3会議室
- 4 出席者 佐藤会長、越田副会長、村田委員、金子委員、藤井委員、腰原委員、細野委員、中澤委員、田中委員、大草委員、柴崎委員、南波委員
- 5 市側出席者 清水健康福祉部長、徳永高齢者介護課長、高野丸子地域自治センター健康福祉課長、北沢武石地域自治センター健康福祉課長、桜井高齢者介護課介護保険担当係長、長田高齢者介護課介護保険担当係長、小川高齢者介護課高齢者支援担当係長、村山高齢者介護課高齢者支援担当係長、羽毛田真田地域自治センター健康福祉課高齢者支援担当係長
- 6 公開・非公開等の別 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
- 7 傍聴者 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成24年7月19日

協議事項等

- 1 開 会 (高齢者介護課長)
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 議題の概要
「上田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に係る条例制定について(介護保険担当係長)
条例の概要、上田市の指針・スケジュール等について説明

柴崎委員からの資料提供について(高齢者介護課長)
松本市と上田市の高齢者等実態調査の結果及び東京都中野区の孤独死に対する取組等について説明
 - (2) 審議概要
議題1「上田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例制定について」

(委員)災害時の要援護者に対する情報提供について、中野区の記事を参考にしてもらいたい。また、資料3(1)の高齢者の虐待防止について第三者の関与が必要だと思うが、上田市の骨子案には無いのでどのように対応するのか。
(事務局)介護保険施設では県で行なっている外部評価は毎年実施しており、詳細な部分まで評価され、評価結果も公表されている。市としても引き続き外部評価を実施していきたい。苦情対応の強化ということで施設の苦情は民生委員等が対応している。他に苦情窓口としては、上田市の高齢者介護課や長野県の国保連合会があるので、今までとおりやっていきたい。
(委員)グループホームではターミナルケアを行なううえで、痰の吸引をする場合があるので、痰の吸引の研修やターミナルケアに至るまでの指針などがあるといいと思う。

- (事務局) 痰吸引の研修の実施やターミナルケアの指針の策定については、御意見として受け止める。
- (委員) 介護予防について、地域包括支援センターはかなりの部分を担っていると思うが、地域コーディネーターを作る予定はあるのか。
- (事務局) 地域包括支援センターの業務は、法令に従って行なっている。地域コーディネーターはどのようなものなのか。
- (委員) 地域の連携という部分で、地域を繋げるという役割である。
- (事務局) 地域包括支援センターは、国の省令で定められているもので、今回地方分権一括法の関係で、県が条例制定を進めている。再来年の4月に制定予定となると思うが、県でも市町村の意見を求めると思うので、その時に地域コーディネーターとは少し離れてしまうかもしれないが、今回挙がったような意見があったということで意見を出したいと思う。
- (委員) 虐待防止について、上田市は国の基準に準拠となっているが、今年に入ってから国家資格の有資格者が虐待で逮捕されている中で、上田市としてより明確な基準を作ったほうがいいのではないか。
- (事務局) 上田市は国の基準に準拠ということで、なかなか条例の中で明文化するのは難しいと思うが、条例とは別に条例の解釈通知の中でお示しできればと思う。
- (委員) 預かり金の関係について、県には基準が無いから条例化しないという考えだと、抑制力が無いのかなと思う。県との調整もあると思うが、最低限の基準を作ったほうがいいと思う。
- (事務局) 御意見として受け止め、検討させてもらう。
- (委員) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問介護サービスと通常の訪問介護について、どのように区別して解釈したらいいのか。
- (事務局) 県の条例は9月に成文化するので、事業所への影響、サービスへの影響、県の条例との整合性を考慮し、県と基準が違っている部分については検討していくとともに、近隣の市町村との調整を図っていききたい。
- (委員) 定期巡回の訪問介護と通常の訪問介護での基準の差異についてと預かり金の問題とは連動してくるので、サービス基準の統一化と預かり金の明文化をしてもらいたい。
- (事務局) 県の説明会は8月末にあるが、7月30日に県と市で意見交換会をする予定なので、その時に今回出た意見を出したいと思う。

柴崎委員からの資料提供について

- (委員) 今回の資料は、条例制定や介護予防への取組に参考にさせていただきたいと思う。

全体を通して

- (委員) 介護予防の取組の中に高齢者の入浴や車の運転方法の研修を取り入れることはできないか。
- (事務局) 基本的には、ケアマネージャーに相談してもらう。地域包括支援センターは、業務のひとつとして、ケアマネを支援するという継続的なケアマネージメント業務が課せられており、必要に応じて市が対応するという事としている。
- (委員) 中野区の支えあいのネットワークを作るという取組の中で、個人情報の問題が出てくると思う。他市では情報提供について条例制定したところがあるが、上田市ではどうなっているか。
- (事務局) 上田市では、情報提供について個人情報を扱う委員会があり、その委員会でその都度審議し、状況に応じて情報提供するか決めている。

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。